主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人弁護士末国雅人の上告理由について。

原判決が証拠に基き適法に認定した事実関係によれば、原判決が本件農地を自作 農創設特別措置法五条六号、同法施行令七条二号に該当する農地に当らないとした 判断は、当裁判所においても正当であると認められるから、所論は採用できない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致で、主文のとお り判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	λ	江	俊	郎